

--	--	--	--	--	--	--	--

他保険優先支払特約条項

第1条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、この保険契約において保険金を支払うべき損害に対して、別表記載の保険契約により保険金が支払われる場合には、その保険金の額を損害の額から控除した残額をこの保険契約において保険金を支払うべき損害の額とみなして、損害保険金を支払います。
- (2) 動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定中「他の保険契約等」に別表記載の保険契約は含まないものとします。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

別表

保険の対象	本求率回答書に記載のもの
保険会社名	WeWork 利用会員が別途加入する保険の保険会社
保険種目	WeWork 利用会員が別途加入する保険の対象を補償する保険
証券番号	WeWork 利用会員が別途加入する保険の証券番号
保険期間	WeWork 利用会員が別途加入する保険の保険期間